

86-J-2

「中国の企業会計制度」

斎藤静樹

(東京大学)

1986年7月

中国現代化研究会プロジェクト

日本産業経済研究施設

東京大学経済学部

*このディスカッション・ペーパーは、1986年9月12～14日に北京で開催される『中国
経済体制改革と現代化』コンファレンス（中国社会科学院経済研究所・東京大学経済学部共催）
のために準備されたものである。よって研究上の討論に資することが目的である以上、著者の
承諾なしに引用、複写することを禁ずる。

中国の企業会計制度

斎 藤 静 樹

1986年7月

目 次

1. はじめに
2. 国営企業会計の仕組
3. 2つの利潤概念
4. 資金源泉の分割と拘束
5. おわりに — 当面の問題点

注

引用文献

1. はじめに

中国経済体制改革の当面の中心課題は、企業自主権の拡大による国営企業の活性化であろう。ごく最近まで中国の企業は、減価償却基金とあわせて利潤を国に上納する一方、損失の補填についても国家財政に全面的に依存してきた。それが、1978年の企業基金制度¹⁾、79年の利潤留保制度、81年の損益譲負制度、83年来の利改税実施などを経て、いまや利潤から所得税を納付し、残りを減価償却基金（の大部分）とともに留保する体制に変わろうとしている。留保した利潤の使いかたに制約は残っているものの、それによっ

て企業が自己のために利潤を稼得し、自己の責任で再投資も分配もできるという原則が、
2)
全人民所有制の枠内で制度化されたわけである。

こうした現代化政策の中心をなす概念は、言うまでもなく「利潤」であろう。それは企業の成果を測定し、国と企業とのその分配に基準を与える指標である。そして、その利潤が具体的にどのようなものであり、どのようにして測定されるかは、企業会計の問題にはかならない。しかし中国の企業会計については、その実態も制度の規制も、ほとんどあ
3)
きらかにされていないようである。対外開放政策の一環としての合弁企業（合資経営企業）に関する会計制度の整備は日本でも広く紹介されているが、国営企業についてはごく限られたことしか知られていない。せいぜい「会計法」（1985年）の簡単な規定と、利改税における課税所得計算の概要ぐらいである。

しかし、この企業管理体制改の焦点が経済特別区ではなく中国全土の国営企業である以上、当面の関心事は、あくまでもそこでの利潤分配方式の改革と、それに影響する利潤計算のありかたでなければならないであろう。それはまた、中国国営企業との合弁に関心をもつ外国企業にとっても、重要な問題と言ってよい。現状では、ほとんどが中国側企業の実態を十分把握できないまま、合弁の契約を進めるほかはないからである。合弁成立後の会計規制（たとえば1985年「中外合資経営企業会計制度」）をみても、さしあたって外国の制度がそのまま導入されている段階であり、いずれは中国国営企業の制度や慣行との調整が必要になるはずであろう。そのため本稿では、もっぱら国営企業の会計制度について簡単な検討を加えておく。

2. 国営企業会計の仕組

前節のような観点から中国企業会計の性格を理解するため、まず手もとの限られた資料
4)
によって、国営企業における利潤計算の仕組を概観してみよう。それによると、工業企業の貸借対照表（資金平衡表）および損益計算書（利潤表）は、基本的には表1および表2のような形になるようである。ただし、これらは当面の考察に必要な程度にまで簡略化されており、わかりやすくするために若干の修正も加えられている。用語も、中国での慣用とかならずしも同じではない。

この表からただちに読みとれる通り、貸借対照表では資金の源泉と運用が対照表示され

表1 貸借対照表（資金平衡表）

資 金 運 用	資 金 源 泉
固定資産	固定資金
固定資産（原価マイナス減価償却）	固定基金
基本建設支出仮勘定	基本建設借入金
未処理固定資産損失	他企業からの固定資金投資
他企業への固定資産投資	
流動資産	流動資金
在庫資産（未処理流動資産損失を含む）	流動基金
当座資産	借入金等
	[未納付減価償却基金] *
	[未納付利潤] *
	未処分利益
専用資産	専用資金
専用積立預金	専用基金
国庫証券等	専用交付金
他企業への専用資産投資	専用借入金等
	他企業からの専用資金投資

* 利潤や減価償却基金の上納制が残っている場合のみ。

表2 損益計算書（利潤表）

製品売上高

マイナス：売上税

売上原価

販売費等

売上利益

プラス：その他の売上利益

営業外収益

マイナス：営業外費用

純利益

プラス：補助金収入

他企業からの振替利益

マイナス：他企業への配分利益

基本建設借入金返済充当分

専用借入金返済充当分

基本建設借入金の繰上返済に伴う利益留保分

課税所得

マイナス：納税引当分〔利潤納付引当分〕

未処分利益

マイナス：利益留保

るとともに、それぞれが（1）固定的な部分、（2）流動的な部分、および（3）特定目的に拘束された部分にわけられている。そこで言う固定的な資金源泉（固定資金）のなかみは、国家などの出資にあたる固定基金と、基本建設投資（資本支出）のための銀行借入がおもなものである。これが生産手段＝資本財に投下され、固定資産として運用されるのである。しかも、そこでは、減価償却控除後の固定資産ストックとその源泉たる固定資金とが、つねに同じ大きさになるよう要請されている。この点は中国企業会計の特徴をなす一方、のちにみると、利潤の概念をめぐる混乱の基本的な原因にもなっている。

つぎの流動的な資金源泉（流動資金）には、運転資金として国などから拠出された基金および銀行からの借入金のほか、従来のように利潤や減価償却基金が上納される場合にはその未納付分などが含まれる。それが在庫品や当座資産に投下され、流動資産として運用される。また特定目的に拘束ないし充当された資金（専用資金）というのは、固定資産の大修繕や拡張、研究開発、従業員の福利厚生や奨励金などのために利潤を留保して積み立てた分と、それらの目的のために交付金を受け取ったり借入をしたり、あるいは他からの投資を受け入れたりした分からなる。それが、専用積立預金など、用途を拘束した運用資産（専用資産）の資金源泉となるわけである。

ここで流動資金と流動資産、および専用資金と専用資産のそれぞれの間には、恒等関係は要請されていない。しかし両者を加えた合計では、資金の源泉と運用は同じ大きさである。固定資金と固定資産がつねに等しく（上述）、それをあわせた資金の源泉と運用の総額もまた、つねに一致していなければならないからである。上述からもあきらかなように、専用資金の多くは利潤の実現→留保や減価償却によって固定資金が流動化した部分であり、特定目的に拘束されている点を除けば流動資金の性格をもっている。また専用資産は、その拘束された流動資金を、拘束の目的に充当するまでの間、特定の資産として運用するも⁵⁾のであり、ほぼ流動的な資産と言ってよい。その両者をあわせて、流動的な資金の源泉と運用が均衡させられるわけである。

他方、損益計算書では、通常の方法——資本主義企業におけるのと同じ方法——で減価償却後の純利益が計算されたのち、それに補助金収入などを加えた額から、上述の固定資金および専用資金に含まれる借入金の返済充当額が控除されて、いまひとつの利潤の指標が計算されている。この指標は、かならずしも明示的に規定されているわけではないが、事実上課税所得——かつての利潤上納制のもとでの上納利潤——と考えてよい。いわば支

払資金の裏づけをもった利潤であり、そこから納税（ないし上納）の引当分を除いた残りが留保可能利潤、つまり未処分利益である。一般にはその全額が特定目的を定めた専用基金として留保される。そのなかみは、前述の通り生産発展のための資本支出にあてるものもあれば、奨励金や福利厚生など従業員への分配を目的としたものもあり、それぞれへの配分は、法定の比率や主管部門の査定に従って決められているようである。⁶⁾

むろん、これらの点は中国企業会計の限られた一面でしかない。個々の企業での実態は言うに及ばず、社会的な規範としての制度すら、これだけではよくわからない。しかし、こうした不十分な概観のなかにも、国営企業会計のごく形式的な枠組だけは、すでに姿を表わしているように思われる所以である。それを特徴づける第1の要素は、固定資産と不可分に結びついた固定資金の概念である。そこでは固定資産を固定資金でまかなうだけでなく、固定資金のすべてを固定資産に拘束して運用することがもとめられている。そして固定資産から回収された資金は、固定資金から分離した上で別途にその運用を拘束されるのである。後述する通り、それは、生産手段の所有と管理をめぐる中国社会の基本原則に規定されたものと言ってもよいであろう。

また、国営企業会計の仕組を特徴づける第2の要素は、純利益としての企業利潤と、そこから一定の資金留保をした課税所得（かつての上納利潤）とが、いずれも利潤の指標として共存している点である。もっとも、課税所得をはじめ純利益と異なる利潤の指標が存在するのは、なにも中国に限ったことではない。ただ、中国企業のそれは、借入資金を固定資産や専用資産に投下した上でその運用から生み出された利益の一部を返済にあてたとき、そこでの返済充当額を純利益から控除する点で資本主義社会の私企業におけるどのような利潤とも大きく違った概念になっている。しかも中国では、それが課税ばかりでなく、他のさまざまな利潤分配にも共通した基準として、広く使われているように思われる所以である。⁷⁾

以下では、こうした特異な分配の指標と、資本主義社会におけるものとほぼ同じ純利益との2つの利潤概念が、いったいどのような関係にあり、会計上いずれに規定的な意味があるのか、そして固定資金をはじめ資金源泉を分割して別々に拘束する構造上の特質は、その点とどのように関係するのかを考えてみることにしたい。それらを検討することは、中国企業会計の基本的な性格とともに、その性格が利潤計算の本来の役割にてらしてどのような問題を含み、その解決にどのような制約を課しているかを考える上で、ひとつの手

がかりを与えてくれるであろう。

3. 2つの利潤概念

まず中国の企業会計を特徴づける2つの利潤概念について、それぞれの意味と両者の関係をたしかめることからはじめよう。そのためには、企業会計でとらえられる利潤を、もうすこし一般的な次元に引き戻してみなおしておく必要がある。

会計上の利潤は、基本的にはキャッシュ・フロー (cash flow) として実現した収益総額からその稼得に要した支出費用を差し引き、結果としての正味実現収益（流入資金）からさらに資本財の減価償却費を差し引いた残りと考えてよい。ただし在庫の繰越などは無視しておく。ここで減価償却費は、資本支出の期間配分でとられた資本財価値減耗の測定値である。⁹⁾ この資本財の価値減耗は、資本財に投下された資金の利子とともに、資本設備の費用をなしている。しかし会計上は、キャッシュ・フローの配分で測定した価値減耗分だけを利潤から控除し、キャッシュ・フローに結びつかない投下資本利子については、それを費用として控除するかわりに、利潤に含めたまま、投下資本にたいする利潤率を利子率と比較して収益性を評価するのである。

このような会計上の利潤には、じつは2つの異なる意味が含まれている。ひとつは、支出費用控除後の正味実現収益から減価償却によって資本財の価値減耗を補償した残りである。企業資本を維持したあとの「収益余剰」ないし処分可能利益と言ってもよい。それは、企業の収益性なり企業経営者の業績なりの指標を与えるものもある。また、いまひとつは、事業への投下資金を回収したあとの「資金余剰」という面である。つまり、実現収益を裏づける流入資金のうち、投下資金の回収のために拘束されない処分可能な部分である。この処分可能な収益余剰と資金余剰という2つの意味が、利潤というひとつの指標のなかに、一見したところは矛盾なく並存しているのである。

ただ、ここでは資本の維持と投下資金の回収が、さしあたって同じものとしてとらえられている。企業資本が同時に事業への投下資金であり、事業資産の費消や価値減耗を埋めあわせる費用の控除が、同時にそのための資金の留保にもなっているのである。しかし、事業資金を借入でまかなっているような場合、投下資金の回収は、実現した正味キャッシュ・フローによる借入金の返済を通じて完成されていく。その場合の年々の回収額は、借

入金で取得した事業資産の費消分ないし減価償却分の控除と、一般に同じではないであろう。むろん総額でみれば両者は同じだが、年度間への配分はかならずしも同じになるわけではない。その分だけ、年々の収益余剰と資金余剰にはズレが生じることになるのである。

そうなると、そこでは2つの違った利潤が計算されることになる。支出費用控除後の収益つまり正味のキャッシュ・フローから、保有資本財の減価償却費を控除した収益余剰と、それに借入金で調達した資本財の減価償却分を戻し入れた上で、その合計から借入金の返済充当分を差し引いた資金余剰との2つである。自己資金で調達した資本財の減価償却分は、言うまでもなく2つの利潤の間に差異をもたらさない。正味キャッシュ・フローの計算に解消される在庫資産等の費消分も同様である。こうした2つの指標のうち、一般には業績評価の観点から収益余剰が利潤とみなされるが、分配を含めて使いみちを決定できる資金の確定という観点からすれば、処分可能な資金余剰もまた利潤の指標とみることができるのである。

ここで、前節に示した中国国営企業の2つの利潤に話をもどしてみよう。2つというのは、減価償却控除後の「純利益」と、固定資産や専用資産として運用している借入金の返済充当額をそこから控除した「課税所得」（ないし「上納利潤」）である。この純利益がここで言う収益余剰にあたることは言うまでもない。しかし、もう一方の課税所得については、次節でも別の角度からたしかめる通り、借入金で調達した資本財の減価償却分が戻し入れられないまま、その借入金の返済分が純利益から控除されているようである。その戻し入れをしない分だけ、それは、処分可能な資金を計算しながらも、ここまでにみたかぎりの資金余剰とは異なる大きさになっている。専用資産に投下した借入金の返済額を控除する点でも、さらに違った大きさになっているが、この部分は、あまり重視しないでおくことにする。

こうした特異な指標を生み出す企業会計は、借入資金で調達した資本財について、減価償却を通じて投下資金を回収し資本を維持しながら、それとは別に債務弁済の資金を準備して同額の利潤を資本に振り替えることを意味している。そこでは、資本の維持を超えた利潤の留保と、それにみあう資金の拘束が、利潤の計算と処分に先立ってあらかじめ定められているとみることもできるであろう。それが収益余剰としての純利益には影響せず、あらたに処分できる資金余剰だけを縮小させているのである。そして、この利潤（純利益）を留保した分だけ、資金余剰と収益余剰の間には、期間的な帰属の違いに還元されない恒

久的な差異が生じる結果となっているのである。

このように中国の国営企業では、資本を維持する上で処分できる純利益から、事前に定められたその留保分を除いた残り——中国の制度における税引前の未処分利益——が、利潤のひとつの指標になっている。しかもそれは、たんに支払資金の裏づけをもった所得課税の基準であるばかりでなく、前述の通り、専用基金への振替による利潤の留保の出発点ともなっている。本来の処分可能利益である収益余剰ではなく、資本支出等にあてた借入資金の返済分をそこから留保した資金余剰が、企業利潤として国と企業との間での分配の対象になっているわけである。ただし、それが企業の収益性をはかる指標としてどのような意味を与えられているかはあきらかでない。

その点は、中国の企業がもともと資本支出の権限をもたないところから出発したことを考えれば、むしろ自然な成り行きとも言える。設備投資の権限が企業所有者としての国の機関にあるかぎり、個々の企業ないしその経営者は、設備財の費用である減価償却費を負担する必要はない。減価償却後の投資の収益性は国や主管部門で考えるほかはなく、個々の企業については、むしろ債務を償還した上で国に納付できる資金余剰のほうが重要な要素であった。減価償却費を計上していても、それは、別途に上納したり國の指示する資本支出にあてたりするため資金を留保していただけであろう。その資金の使いかたが上納利潤とは別に管理されたために、資金余剰としての利潤から控除されていたにすぎず、本来は収益性の評価を目的として計上されたものではなかったはずである。

しかし、そのような資金余剰を処分可能な利潤の指標とすることは、すでに述べた通り、借入金を返済した上で、さらに最終的には資本支出にあてたのと同じ額の資金を、利潤計算を通じて企業内に留保することを意味していた。それは、利潤を計算する過程で利潤の一部を資本に振り替えるものであり、利潤による企業資本の自動的な「自己造成」をはかるものにはかならない。自動的と言ったのは、むろん、計上した利潤の処分による留保という過程を経ずに、もっぱら利潤計算だけで同じ結果を実現するという意味である。こうした利潤は、本来は利潤の分配にかかる要素を含んでいる分だけ、収益性なり業績なりの指標としては不適当なものと言わなければならぬであろう。
11)

4. 資金源泉の分割と拘束

前節でみた通り、中国国営企業の利潤計算における収益余剰と資金余剰との間では、後者が利潤の留保を一部分控除したあとのものでありながら、事実上は、処分可能な利潤としてむしろ規定的な意味を与えられていた。それは、減価償却が正常に機能し、その資金が企業内にとどまるかぎり、利潤計算を通じた資本の自己造成を結果するものであった。しかしそうした事態は、じつは中国の企業だけの問題ではない。のちにみる通り、日本の公企業についても、基本的には同じことがしばしば観察されるのである。したがって、中国においてその利潤の指標がどのような意味をもつかを考えるには、まずそれを中国の企業会計に固有の問題と関連させてとらえておく必要があるであろう。

そのため、第2節での国営企業会計の概観を振り返って、その特徴的な要素を思い出してみよう。そこでは、上述してきた特異な利潤の指標とともに、貸借対照表上の固定資金と固定資産との不可分な結びつきが指摘されていた。それは、国家基金や基本建設借入金などからなる固定的な資金源泉を固定的な生産手段に拘束して運用し、両者をつねに均衡させておくものであった。固定資金で固定資産をまかなうという英國の「複会計制度」に通じる一面だけでなく、固定資金のすべてを固定資産に拘束するという、さらに強い制限を与えていたのである。そこには、生産手段の所有をめぐる社会主義社会の基本原則が、端的に表現されているとみることができる。ソ連における国営企業の会計制度にも、
12)

かつて同じ特徴が認められたようである。

さて、固定資産と固定資金が均衡しなければならぬとすると、減価償却によって固定資産が減額されるときには、固定資金もまた同じだけ減額されねばならない。もし減価償却分の資金がかつてのように上納される場合には、それは国庫への債務として流動資金のなかの「未納付減価償却基金」に振り替えられる（第2節の第1表をみよ）。しかし、企業の内部に留保される場合、その分は資金源泉の第3区分である専用資金に振り替えられるほかはない。おそらく、そのなかの「専用基金」に「減価償却基金」として累積されることになるであろう。そして、この基金を使って投資が行われたときは、それによる固定資産増分にみあう額が、専用基金から固定資金に——そのなかの自己資金にあたる「固定基金」に——振り替えられるのである。
13)

この専用基金は、固定資金の流動化された部分が拘束されたものであった。それは、定

められた比率に従って配分される新製品試作基金、生産発展基金、予備基金、従業員福利基金および従業員奨励基金のほか、大修繕基金などを含んだ留保利潤のストックである。減価償却基金を企業が使用できる場合には、これらに、原価からの資金留保にあたる固定資産の年々の償却分が、固定資金から振り替えられて加えられるわけである。¹⁴⁾ 資本主義社会での利企業では、一般にこうした振替は行われず、減価償却資金を明示しないまま企業内で自由に — 固定資産にも流動資産にも — 運用されている。しかし中国の企業では、固定資金を固定資産に拘束した上で、その回収により流動化した資金を別途に管理するため、¹⁵⁾ こうした処理が要請されるのである。

他方、自己資金（固定基金）ではなく借入資金を基本建設投資にあてて固定資産を取得した場合にも、「基本建設借入金」を含んだ固定資金と固定資産との均衡は崩れない。減価償却についても、自己資金で調達した上述の場合と事情は変わらない。しかし、この場合には、借入金の返済が固定資金を減少させる一方で固定資産の側には影響しないため、その時点で別の問題が生ずることになる。そこでは、両者の均衡を保つために、借入金の返済分だけ固定基金を増額させて、固定資金の総額を減少させないようにしなければならない。直観的には、借金を返した分だけ生産手段が企業所有者のものになり、その持分である固定基金に振り替わるのでと考えればよいであろう。

ただ会計処理上、それは基本建設借入金から固定基金への振替ではありえない。言うまでもなく、返済された借入金は現金支出と相殺されているからである。したがって、その借入金減少額だけ固定基金をふやすには、結局、同じ企業所有者の持分にあたる留保利潤の勘定から振り替えてくるほかはない。しかし、中国企業の留保利潤である専用基金は、いずれも目的を特定された上、一般には専用資産に拘束して運用されている。そのため、これを借入金返済という別の目的に使うわけにはいかないであろう。債務償還を目的とした留保利潤（減債積立金など）があればよいが、留保利潤の用途 — つまり専用基金の各項目への配分 — が企業外部から管理される中国では、その種の専用基金を設定するのは困難であろう。

そうなると残された可能性は、留保による拘束を与えられていない年度利潤から、基本建設投資にあてた借入資金の返済に相当する額をあらかじめ控除して、固定基金に振り替える方法しかないであろう。純利益の処分による留保を控除した資金余剰という特異な利潤は、こうした中国国営企業会計に特有な仕組からもたらされているのである。それをも

たらした直接の原因は利潤の留保に資金運用の拘束が伴っていることであるが、その原因をさらにさかのぼれば、結局は固定的な資金の源泉と運用の均衡によって固定資金を拘束しながら、回収を通じて流動化した部分を別途に管理・拘束するという、前述の基本的な制約に行きつくのである。

このように中国企業に特徴的な利潤の指標は、固定資産に拘束された固定資金の概念を通して、企業の所有と管理にかかる中国社会の基本原則に結びついている。それは、処分可能な資金余剰としての利潤でありながら、その性質上、収益余剰たる純利益の指標にくらべて、より重要な役割を担ってきたとみるべきであろう。国と企業との利潤分配の基準とされたのも当然である。しかしそれは、繰り返し指摘しているように、利潤の計算のなかにその処分までを含めたものであり、企業資本を維持した上で、さらに固定資産の取得などにあてた借入金の返済相当分だけ、自動的に資本を自己造成する機能をもっている。その点で、この指標は、企業の業績評価や成果の分配、あるいは企業生産物の価格設定（料金決定）といった利潤に本来期待される役割には、不適当な尺度と言わなければならないのである。

こうした利潤の指標をめぐる困難は、すでにふれておいたように、日本の公企業会計にも共通する問題である。個々の企業で事情は異なるが、そこでは資本支出にあてた社債の償還分や、ときによつては資本支出の全額が利潤から資本に振り替えられているのである。¹⁶⁾

その方法による資本の「造成」が、積極的に主張されることもある。ただ、日本の公企業では資金の運用に中国のような拘束がないため、それらの控除を利潤の計算と処分のどちらに入れても、会計の仕組の上で不都合は生じない。それにたいして中国では、この問題が企業会計の仕組に基本的に制約されているのである。同じ国有企業でそれだけ資金の運用が拘束されるのは、おそらく社会主义企業の所有の問題が、たんに持分の保有による企業の支配だけでなく、生産手段の直接所有による企業の管理を意味してきたためと考えるべきなのである。

5. おわりに—当面の問題点

以上の考察があきらかにしたのは、（1）中国国営企業会計の特質をなす利潤の指標が、利潤の一部を留保したあと資金余剰にあたること、（2）それは、資金源泉を分割した

上でそれぞれ運用を拘束する中国会計制度のいまひとつ特徴と不可分に結びついていること、そして（3）この後者は、企業の所有や管理にかかる中国社会の基本原則を直截に表現したものとみられること、などにまとめられるであろう。その利潤の指標は、資本の維持を超えた自己造成を伴う点で、企業成果分配の基準となる収益性の尺度としては、本来適切なものではない。しかし、それを解決するには、結局、社会主義的所有そのものからの制約を再検討してみなければならないのである。

ここでは、その点を確認した上でひとまず観点を変え、その利潤の指標がもたらす当面の問題を簡単に指摘しておこう。資本財の減価償却分を控除した上で、さらにその資本財の取得にあてた借入金の返済分を直接固定基金に振り替える利潤計算は、その指標の使われかたを通してさまざまな影響を企業や行政当局に与えるはずである。以下、それらの一端だけを問題として提示するにとどめたい。

まず注目されるのは、借入による企業資金の調達と会計上の減価償却とのそれが受ける影響である。資本支出のための借入が無視できない水準になると、この利潤に課税する財政当局は、ひとつには借入やその効果を規制することで課税所得の縮小を回避し、税収を確保しようとするであろう。借入のさいに一定率の自己資金を準備させるとか、あるいは返済充当額の控除を直接制限するなどの方法がすでにとられているようである。¹⁸⁾また純利益計算の過程における減価償却の抑制も、当然予想することができる。それは現在の低い減価償却率の（潜在的な）一因になっているかもしれないし、その率を引き上げて企業自主権を拡大しようとする現代化政策を、今後制約するかもしれない。

この問題を企業の側からみると、話はもうすこし複雑である。事実上の利益処分が利潤計算に含められてその分の税負担が軽減される以上、企業はそれを有効に利用して自己的価値を高めることができる。同じ設備投資なら借入資金を利用して返済分を控除したほうが有利であり、引き続いてよい投資機会が見込まれるかぎり、減価償却率を低くして資金留保を抑制する必要もない。しかし、その企業の所有者が上記の財政当局と同じく国ないしその機関であるとすれば、所有者の利害に関するかぎり、どのようにしてみても行き着くところは同じであろう。税収が減少する危険と、企業の自主性から期待される実現収益の上昇とをはかりにかけて、減価償却率や借入による資本支出の水準などを決めるほかはない。

他方、企業経営者の利害は、これと同じではない。とくに中国企業の場合、自主権の拡

大が進められているとはいえ、経営者の物的および社会的な報酬は、資本投資がもたらす
19)

将来の成果の期待に十分結びついているとは思えない。経営者が将来にわたる企業の成果と危険を分担して企業所有者と共に通する利害をもつのは、資本主義社会の企業にもまして困難である。資本支出にあてる減価償却資金の留保や借入資金の調達についても、かれらの関心はまだ低いとみなければならないであろう。その上、借入の返済分までが利潤の指標を引き下げるとなれば、経営者は借入ばかりか減価償却までも抑制して、当面の利潤を高めようとするかもしれない。従業員の福利厚生を含めた現在の利潤分配をふやすが、自己の報酬に結びつくはずだからである。

それらの要因による減価償却の抑制は、また、企業の純利益を歪めることによって収益余剰を利潤の合理的な指標から遠ざけ、現行の資金余剰による利潤計算をますます広く定着させる結果ともなるであろう。いわば偏った指標の利用が、さらにその利用に拍車をかけるわけである。それがまた上述の問題を増幅させていくことを考えるなら、この利潤の指標を生み出す企業会計の機構は、企業管理体制の「現代化」を推し進める上で、もっと多くの関心を集めてよいように思うのである。

最後に減価償却に関連してひとこと補足しておくべきなのは、中国社会の減価償却率を推定するさいの問題である。借入金で調達した固定資産額を二重に回収する利潤計算は、その分の減価償却費を事実上二重に控除するものと言ってよい。したがって、借入資金がどこまで資本支出にあてられるかによって、そこでの事実上の減価償却は、純利益計算における名目上のものよりもかなり大きな値になる可能性がある。中国企業の減価償却率が低すぎることを指摘したり（事実、いちじるしい低率であるが）、どれだけそれを
20)
高めるかを論じたりする場合にも、その点を明示的に考慮しておく必要がありそうである。

注

- 1) これらの制度については多くの解説があるが、もっとも簡潔なのは 吳家駿「中国の企業管理体制について」（文献〔6〕に所収）であろう。制度改革に到る歴史的な背景は〔3〕の下巻84頁以下に詳しい。なお、利改税については文献〔12〕の第3章ならびに〔13〕の第2章などをみよ。
- 2) その方向は、1984年に公布された国営企業の自主権拡大に関する10カ条の暫定規定や85年の大中型国営工業企業活性化の暫定規定によって、さらに推し進められているようである。
- 3) 現代中国の企業会計を紹介している日本語の文献としては、たとえば〔2〕、〔7〕の第12章、〔10〕、〔12〕の第4章などがある。また、企業会計には限定されていないが〔8〕も有益である。合弁企業の会計問題については〔4〕の第4章をみよ。
- 4) ここでは文献〔7〕の第12章のほか、出所不明の英文資料 Introduction to Chinese Accounting System をあわせて参考にする。後者は叙述のしかたから中国国内の専門家による紹介とみられ、また財務諸表ひな型に付された年次から1983年ごろのものと推定される。タイプ印刷の限定配布資料であり、公認会計士近藤義雄氏（等松・青木監査法人）から提供された。
- 5) なお、他企業への投資のうち固定資産投資部分は、企業内への投資分とあわせて固定資産に含められ、この専用資産には含められていないことに注意されたい。
- 6) 一般には留保利潤の50%を生産発展に、20%を従業員の集団的福利に、30%を従業員の報奨にあてるものとされている。1984年の国営企業納税移行（利改税）第2段階試行弁法第10条をみよ（文献〔12〕巻末の参考資料による）。
- 7) 公企業の場合には、日本でも、資本支出にあてた社債の償還分などが、しばしば利益から資本に振り替えられている。その点には第4節で言及する。
- 8) 中国ではしばしば「実現利潤」という表現が使われるが、それがこのどちらを意味するのかはかならずしもあきらかでない。
- 9) 中国での減価償却の考え方については〔1〕の130～131頁をみよ。
- 10) 利潤にかかる税金なども、便宜上、支出費用に含めておく。
- 11) むろん、企業にそうした留保をさせることの是非は別の問題である。
- 12) 資料がやや古いが文献〔14〕をみよ。

- 13) なお文献〔10〕の第4章をみよ。また、この減価償却にかかる資金源泉の会計処理については、経済体制改革よりもはるか以前の古い資料である〔11〕にも、基本的に同じ考え方たが示されている（28～34頁）。
- 14) この減価償却基金が、新製品試作基金、生産発展基金、予備基金ならびに大修繕基金とあわせて、拡張や技術革新に計画的に使用される（文献〔6〕、247頁）。
- 15) ソ連の企業でも、減価償却基金について本来は同じような考え方たをとっていたようである。〔14〕の第3章および第4章をみよ。
- 16) 文献〔5〕をみよ。
- 17) その主張のもっとも極端なものは、1965年10月に出された「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会答申」であろう。
- 18) 利改税第2段階試行弁法第8条によると、国営企業が技術措置融資を申請するときは、そのプロジェクトに必要な資金の10～30%を企業自身の専用基金でまかなわなければならぬ。また、技術措置融資ならびに基本建設・改築・拡張融資の返済については、財政部門の承認を条件として、所得税納付前に、融資プロジェクトの操業による増加利潤をこれにあてることができる。（〔12〕巻末の参考資料をみよ）。
- 19) たとえば株式価格のように、将来の成果の期待を組み込む指標もないのであるから、収益性の高い資本投資に経営者を動機づけるのはむずかしい。経営者や従業員の企業間移動を制限してみても、十分な効果はないであろう。
- 20) たとえば〔9〕の162～163頁など。

引　用　文　献

- 〔1〕石川滋、『中国の国民所得と資本形成』、日中経済協会、1984年。
- 〔2〕市川衛門、『中国の経済改革と企業会計』、金融財政事情研究会、1984年。
- 〔3〕于光遠（主編）、『中国の社会主義現代化』、外文出版社、1984年。
- 〔4〕商事法務研究会（編）、『日中合弁事業』、商事法務研究会、1985年。
- 〔5〕醍醐聰、『公企業会計の研究』、国元書房、1979年。
- 〔6〕館龍一郎・小宮隆太郎・宇沢弘文（編）、『中国経済　あすへの課題』、東洋経済新報社、1985年。
- 〔7〕等松・青木監査法人（編）、『海外会計実務ハンドブック』、同文館、1985年。
- 〔8〕西村明、「現地に見る中国の経済改革」、『経済評論』、1985年7月号より連載。
- 〔9〕馬洪（張風波訳）、『中国経済発展の新戦略』、有斐閣、1985年。
- 〔10〕服部俊治（編）、『中国簿記の研究』、同文館、1985年。
- 〔11〕北京市財金局（編）『農村人民公社生産隊会計計算』、北京人民出版社、1973年；邦訳『人民公社の会計計算』、日中経済協会、1974年。
- 〔12〕『中国の財政・金融及び税制』、日中経済協会、1985年。
- 〔13〕『中国：本格化する経済改革』、日本貿易振興会・海外経済情報センター、1985年。
- 〔14〕R.W.Cambell, Accounting in Soviet Planning and Management, Harvard University Press, 1963；吉田・進藤・小倉訳、『ソヴェト経済研究：会計制度と価格形成』、未来社、1967年。